



6月議会報告 (その4)

指定管理者制度の導入は継続審査

03年の法改正で、「公の施設」の管理・運営は、従来の公共的団体に限定された「管理委託制度」から「指定管理者制度」に代わり、株式会社など民間企業も参入できるようになりました。今回、66施設について「指定管理者制度」導入の条例改正案が出され、一般質問で取り上げました。

私は、①「公の施設」としての理念や設置目的の遵守はどうか、②指定管理者への制限について、③選定方法について、④指定管理者の監督と施設利用者の意見反映の場としての運営委員会の設置の提案。⑤市の外郭団体に指定される既存の委託施設の今後についての5点について質問しました。関係する委員会では論議が沸騰し、結局は継続審査となりました。私の質問と答弁の要旨をお知らせします。

市会議員・菅田トヨ子

「公の施設」としての理念や設置目的の遵守はされるのか

質問：地方自治法244条の1で「住民の福祉を増進することを目的で公の施設を設置」、2で「正当な理由がない限り、住民の利用を拒んではならない」、3で「利用にあたり不当な差別的扱いをしてはならない」と規定しています。公の施設の理念や設置目的の遵守を条例や協定書で確認するべきではないか。

答弁：「公の施設」の理念や設置目的は設置条例に明記してあるが、遵守については今後指定管理者との間で取りかわす協定書でより明確にする。

市長や議員が代表になっている団体への指定制限どうされるのか

質問：他市の条例では、市長や議員が代表になっている団体は指定管理者になることが出来ないと制限している

が、大垣市はどうするのか？

答弁：地方自治法や条例では特段の規定はないが、必要に応じ指定管理者の選定の過程で制限することも検討する。

選定には、審議会や市民参加の選定委員会の設置を提案

質問：指定管理者予定候補を庁内選定組織で行うとなっているが、他市のように審議会や市民参加の選定委員会を設置してはどうか。

答弁：現段階では庁内職員を中心に設置し、条例等に掲げられる選定基準に基づき客観性の高い評価基準による公正な選定に努める。専門的な意見が必要な場合外部の学識者などに意見を求める。



指定管理者の監督と施設利用者の意見反映の場の設置を提案

質問：毎年度、事業報告書の提出や事業評価を行うとされているが、議会への報告義務や市民への情報公開はどうか。また、市民や施設利用者の意見を反映する場として運営委員会を設けてはどうか。

答弁：必要に応じて実施調査や指示を行うとともに、毎年度の事業報告の義務付け、事業評価を行う予定。その内容等については適宜議会に報告し、監督指導にあたっては、施設利用者の視点が管理運営に生かされているかも含め総合的に対処する。

外郭団体が受託している66の文化・スポーツ・福祉施設の今後の管理の運営は・・・

質問：今回対象になっている施設の管理者は、公募ではなく従来の受託外郭団体が指定される予定で、4年間に経営体質改善を行うことが選定の条件となっている。今まで、公の施設に対して「もっと開館時間を延長して欲しい」といった声や市職員の「定年退職後の天下り先」といった批判があるが、様々な市民の声が反映される運営がなされるのか。外郭団体に派遣している市の職員を引き上げることになっているが施設のサービス低下にならないか。

答弁：施設長の選定では、これまで各団体の要請に応じて定年退職を有効に活用したケースもあったが、今後は指定管理者に委ねられると認識。市職員の引き上げについては、各団体の「自立」を促進するためにも必要。各施設に従事する職員数の削減には直接結びつかない。